## 年 金 玉

## !会保険料(国民年金保険料 控除証明書について

- 国民年金保険料は、 の対象です。 全額が社会保険料控除(非課税)
- 控除証明書」の添付が必要です。 年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場 合は、「領収証書」や「社会保険料 (国民年金保険料)

庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、 11月上旬に社会保険

Q きますか? 外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告で 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以

A. 今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料) 明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算し 添付する必要があります。 て申告してください。なお、 後から納付した保険料分の「領収証書」に 控除証

### 免除の承認を受けた年度の保険料を

Q

▼社会保険庁の問い合せ先窓口=

納付した人がその保険料を申告することができます。

世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は

家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか?

控除証明書専用ダイヤル

(00) 991

平日午前9時~午後5時

(平成19年11月1日~平成20年3月14日

### 平成19年度に追納する場合の額

	全額免除	半額免除
平成 9 年度の月額	16,550円	_
平成10年度の月額	16,310円	
平成11年度の月額	15,680円	
平成12年度の月額	15,070円	
平成13年度の月額	14,500円	
平成14年度の月額	13,940円	6,970円
平成15年度の月額	13,730円	6,860円
平成16年度の月額	13,540円	6,770円
平成17年度の月額	13,580円	6,790円
平成18年度の月額	13,680円	6,930円

平成16年度分以前の保険料には加算額が上乗せされます

**25**56 9 1 3 4 ▼問い合せ先=保険課 国民年金係

# 免除された期間の保険料と 年金はどうなるの

○追納する場合は、 )そこで、これらの期間は、10年以 る年金額が少なくなります。 額納付したときに比べ、 めること(追納) 内であれば、 承認を受けた期間は、 ができます。 保険料免除等の

○保険料の全額免除や一部納付等の あとから保険料を納 保険料を全 将来受け れます。

過期間に応じた加算額が上乗せさ 追納すると、当時の保険料額に経 算して、3年度目以降に保険料を 承認を受けた期間の翌年度から起

○なお、平成19年度中に追納する場 表のとおりです。 合の加算額を加えた追納額は、 左